

第11回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年4月14日（水）10:00～12:04

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、
岩下直行

（成長戦略会議）金丸恭文議員

（専門委員）有路昌彦、泉澤宏、大泉一貫、花岡和佳男、林いづみ

（政府）田和内閣府審議官

（事務局）黒田規制改革推進室次長、山西雅一郎規制改革推進室次長、川村規制改革
推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：神谷水産庁次長

農林水産省：倉重水産庁漁政部長

農林水産省：藤田水産庁資源管理部長

農林水産省：山口大臣官房政策課長

大門漁業有限会社：門島取締役社長

4. 議題：

（開会）

改正漁業法の制度運用について

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、「規制改革推進会議 第11回 農林水産ワーキング・グループ」
を開催いたします。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御
準備いただき、御参加をお願いいたします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにしてい
ただくようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後
は再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は、小林議長、高橋議長代理に御出席いただいております。また、成長戦略会議よ
り金丸議員に御出席いただいております。

それでは、以後の議事進行につきましては、佐久間座長をお願いいたします。

○佐久間座長 皆さん、おはようございます。

それでは、本日の議題に入ります。議題は「改正漁業法の制度運用について」であります。本日は、令和2年12月1日に施行された改正漁業法の制度運用に関して、規制改革推進会議が令和2年12月に取りまとめました「当面の規制改革の実施事項」に対する取組状況について、農林水産省からヒアリングを行います。また、漁業権の免許に関する事例をお話しいただくため、大門漁業有限会社取締役社長の門島様にも御出席いただいております。

本日、実施事項が多岐にわたるため、御質問と質疑応答を論点ごとにまとめて行いたいと思います。資料の説明に当たっては時間厳守でお願いいたします。

それでは、まず漁業権設定の手順・スケジュールについて、農林水産省から6分程度で御説明をお願いいたします。

○神谷次長 おはようございます。水産庁次長の神谷でございます。

長官が国会に行っておりますので、代わりに私がやらさせていただきます。6分間でございますので、手短かに説明させていただきます。

まず、御指示いただきましたのは、沖合や漁業権の再設定を含め、都道府県が新たな区画漁業権を設定する際の関係者との調整などの手順・スケジュールなどというところでございます。

これに関しましては、我々としても必要なプロセスだと十分認識しておりますので、都道府県の意見も聞きながら、今、水産庁で案を検討しておるところでございます。令和3年上期までに都道府県に提示する予定でございますが、参考資料1ページをお開きください。

漁業法に関連する必要な部分をピックアップしまして組みましたら、このようなスケジュールになっております。最初が希望者による相談の受付、これは随時受付を開始いたします。ポイントとしては、希望者に対しまして事業計画素案などを含め、当該漁場の条件を踏まえて必要な助言を行うとともに実施可能性を判断いたします。

相談を受けた後、②は、漁業法で言いますと64条のプロセスに入っておりますが、関係者、関係機関との調整、利害関係人の意見聴取等を行います。ポイントといたしましては、海区漁場計画の満たすべき要件を踏まえ、特に次の点に留意するとございます。これはお手元の資料の2ページに關係条文が書いてございますが、ここの63条のところにいるいろいろなことを書いてございます。そういったところをリストアップしております。さらに括弧でくくってありますところは、63条に加えまして海面利用ガイドラインや漁場計画の樹立といった関連文書なども全部まとめたものでございます。

意見聴取を終えましたら、次は③の手续ですね。聞いた意見に検討を加え結果を公表というところに移ってまいります。③から⑧までは漁業法の64条のプロセスですね。海区漁場計画の作成の手續というところに入ります。③で結果を公表いたしまして、④で海区漁場計画の変更案の作成をいたします。ここのポイントは、②と同様です。団体漁業権として設定することが当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認

められる場合には、団体漁業権として設定するということになります。⑤といたしまして、海区漁場計画の変更案について海区漁業調整委員会へ諮問、⑥委員会による公聴会の開催、⑦委員会からの答申、⑧海区漁場計画の変更及び公示というプロセスであります。ここまでが64条のプロセスでございます。⑧の注意すべき点といたしましては、漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日は、公示の日から起算して3か月を経過した日以降の日とするということが64条7項に規定されております。

これらを踏まえまして、免許に移ってまいりますが、⑨の免許の申請というのは、漁業法の69条のプロセスに入っております。漁業権行使規則の認可の申請でございますが、ポイントとしましては、以下のような点を確認するとなりますが、漁業法の71条にいろいろ書いてございますが、申請者の適格性や申請の内容が漁場計画の内容と異なっていないか等々をチェックしてまいります。

それを踏まえまして、よろしければ⑩ですね。免許の申請について委員会へ、ここは漁業法の70条のプロセスに移行いたします。

それを踏まえまして、⑪の免許・漁業権行使規則の認可及び免許の公示というところになってまいります。

ただ、沿岸漁場管理団体とする場合は、⑨と並列して⑨'に進みます。下の方にありますが、沿岸漁場管理団体の指定の申請と沿岸漁場管理規程の認可の申請ということになります。ここは漁業法の109条と111条の規定に基づくこととなりますが、ポイントは申請者が適格性を有しているか、役職員の構成が保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないか、保全活動以外の業務が、保全活動の適切かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないか等々をチェックいたします。それで問題がなければ⑩'沿岸漁場管理団体の指定・管理規程の認可について委員会へ諮問いたしまして、⑪'沿岸漁場管理団体の指定・管理規程の認可及び公示をいたすということとなっております。

関連したものをまとめるとこのようなプロセスとなりますので、これを都道府県と相談の上、令和3年度の上期までに提示する予定としております。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に事務局より説明をお願いいたします。

○川村参事官 お手元の資料3を御覧ください。漁業権の免許に関する点につきまして、漁業関係者からヒアリングを行った結果について御説明をさせていただきます。

ヒアリング①、ヒアリング②、ヒアリング③は、養殖業、漁業を営んでいる方々の結果でございますが、いずれも周知徹底されていないということでもございました。

また、ヒアリング④につきましては、新たな区画漁業権の設定を希望した場合に、まず漁協と話をし、県に相談をしても漁協と相談をまず依頼されるというところがございます。次のページを御覧ください。こういったところで県が間に入ってくれているとは思いますが、第三者が判断をしてくれる仕組みがあるとよいと思うという御意見でもございました。

ヒアリング⑤でございます。こちらにつきましても、定置漁業権の免許の位置情報を変更するのに1年かかったですとか、免許を申請したときに作業で4か月、5か月かかったと。その場合、30キロ離れた漁業者の方が免許の変更に対して反対をされて調整に時間がかかったというお話でございました。道庁からはよく話し合うようにと言われていたということでもございまして、都道府県が利害関係人と調整を主体的に行っている状況にはないというようにお話がございました。

ヒアリング⑥につきましては、この後、門島様からお話があると思いますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続いて、大門漁業有限会社の門島様から、資料3のヒアリング⑥の事例について御説明いただきたいと思っております。お願いいたします。

○門島代表取締役社長 富山で定置網漁業を営んでいる門島と申します。よろしく申し上げます。

この件についてなのですが、まず私の事例なのですが、富山湾の沿岸水域で、中央部なのですが、タンカーを係留して給油を受ける海底パイプラインのブイ（シーバース）があるのですが、ここ数年前より使われていないのですが、その場所には40年ほど前に漁場があったみたいで、私の父たちはそこはすごくよい漁場だったということなので、私は新規参入できればしたいと考えていたのです。それを県に相談したのです。漁業権放棄がさせられていたその漁場を私たちにやらせてくれないかをお願いに行っただけなのですが、そのメーカーといいますか、石油会社と話して、そこから県が入りますよという言い方はされたのですが、調整してくれる感じはなかったので、私どもはどう調整していいかわからないので、こういうのは本当は国が調整してくれるとありがたいのかなと感じました。

次の事例で、現在の漁業免許の手続全体に対する認識なのですが、これは富山県の場合なのですが、海区漁場計画の作成は、県から漁協に要望があって、富山の場合は確認の紙が来るのです。漁協を通して県に提出する形を取っているのですが、県が直接受け付けるわけではないので、用紙にまず要望を書いて漁協に提出する形なのです。その後、海区漁業調整委員会で公聴会というものが開かれるのですが、それはもう免許の選定が近くなってからやられるもので、大体県の方で調整してしまっているというか、うやむやに決まっているというか、理由もわからないままに却下されていることが多いのです。各漁業者から出された要望に全て反対した経営体が1つあったのですが、その経営体は免許の対象となる漁場から50キロも60キロも離れた地域にあるところにも反対していて、それが1つあっただけでその要望が認められなかったみたいな感じもしました。県が反対者との調整を試みてくれていない感じが私はしました。それと、反対者の利害関係が集まる話合いの場に遠くから、50キロ、60キロ離れた地域の方、反対した経営体の方

も話し合いに来ていなかったのです。まずそれも問題というか、解せなかったなど私は思います。

5年に1度の海区漁場計画の見直しについて、そもそも計画の変更を要望した場合に、利害関係人との調整だけで1年以上かかると思うのです。なのに、見直しの要望がないか照会が来るのは5年の期間満了の1年前、1年以内ですね。ですから、大体期限に間に合わないというか、調整そのものが難しいのではないかと思います。

それと、海区漁場計画の変更という制度、途中で変更できることを私は知らなかったですし、あまり知られていないと思うのです。富山県の場合はみんな5年に1回でないとできないと思っていると思うのです。途中で変えられるという感じがなかったし、定置の網型も免許作成のときに描くのですけれども、枠内にこういう形の網を大体出しますよと。その大きな変更もしてはいけないというイメージを私は今まで持っていました。これは私は知らなかったことなので、そうなのですかという感じでした。

次に、改正漁業法の周知についてなのですが、私は変わったということは知っていたのですが、変な話、それは私が富山市漁協の理事になっていたので、組合の方で変わりましたよみたいな感じのニュアンスは受けたのですが、どこがどう変わったのかとか、しっかりお勉強すれば、本当は私がしなければいけないとは思いますが、末端の方までこの漁業法が変わったこととか、そういうことは若い漁師さんとか、そういう方々は知られていないと思うのです。それは知られるように、みんなが分かるように分かりやすくした方がよいのかなと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。現場の第一線の方のお悩みがよく分かりました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえて、委員の皆様、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

泉澤専門委員、お願いします。

○泉澤専門委員 御説明をありがとうございます。

門島さん、またお忙しい中をヒアリングに応じていただきまして、誠にありがとうございました。

この参考資料1から、水産庁に4点ほど質問がございます。1度に4点質問したいと思うのですが、まずヒアリング事例にもありましたけれども、海区漁場計画の策定プロセスについての透明化、その変更といった制度が存在すること、また、都道府県が希望者の相談を受け付け利害の調整を行うこと、このこと自体が全く周知されていない可能性があります。改正漁業法の内容を現場に広く浸透させることが必要だと思いますけれども、これまでどのような周知活動を行ったのか、また、今後どのような方法で周知徹底を図っていくのか、その辺りの対策を教えてください。これがまず1点目です。

それから、これも参考1からですが、この参考1の「手続・スケジュール」というのは、新規参入者や企業が新たに漁業権の設定を希望する場合の手続を前提にしているように思わ

れるのですが、例えば漁協所属の組合員が養殖事業の規模拡大やあるいは養殖ベンチャーなどの立ち上げを目的に、団体漁業権とは別に個別漁業権を希望した場合、このような場合に免許する際の手続やスケジュールはどのようになっているのか。このようなケースで漁協組合員から都道府県が直接要望を受けて利害調整を行う、そういう方法は確立されているのかどうか、その辺りを教えてください。

3点目、先ほどのヒアリングにもありました、この漁業権の再設定についてです。この参考1の手順・スケジュールが、漁業権が放棄されたエリアに漁業権を再設定する場合、先ほど門島さんがおっしゃったケースだと思いますけれども、そういったケースに準用されるのかどうか。準用されるのであれば、それを明確化すべきではないかと思います。また、都道府県では調整困難なケースがもしあるとするならば、水産庁が責任を持って調整するような相談窓口を設けるべきではないかと思います。今回、水産庁が示されたこの免許する際の手順・スケジュール案、これは区画漁業権に関するものですが、このヒアリング、今の門島さんの⑥と前の⑤ですね。その事例を踏まえて、定置漁業権も含めた漁業権設定の詳細な手順書、そういったものを作成すべきではないかと思います。

最後に、海区調整委員会の委員の選任についてですけれども、旧制度における委員は先月いっぱい任期が切れたのですが、現在は4月から改正漁業法に基づく任命手続が行われたところです。その委員の所属や年齢あるいは女性委員の比率など、委員構成を水産庁として把握しておくことが必要なのではないかと私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

以上、この4点について教えてください。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、水産庁の方から今の4点について回答をお願いいたします。

○藤田部長 資源管理部長をやっております、藤田と申します。よろしく願いいたします。

まず、5つぐらいあったと思うのですが、透明化あるいは今回の漁業法改正に係る中身といいますか、そういったものが現場の方にしっかり周知できていないということだと思います。これにつきましては、これまでも都道府県単位あるいは地区から要望がありますれば、現場に赴いて説明をしてきましたけれども、御指摘を頂きましたように、まだまだ周知はされていないということだと思います。特に今回の漁業法改正の内容につきましては、漁業権の部分と、あるいはいわゆるTACみたいな話ですね。この後に出てきますが、そういったものがありまして、それぞれにおいて温度差といいますか、そういったものがあるのだと思います。今回、参考資料でお示ししておりますような新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュールといったものもつくろうとしていますので、こういったものを都道府県にお示しする、その過程の際にしっかり現場にお伝えするという点についても併せて我々の方でしっかり周知できるように努めたいと思っております。

若干これに関して申し上げますと、確かに印象として、これまでの漁業法の運用におき

ましては、漁場計画について、途中で変更するというのを歴史的には運用してこなかった実態がございますので、現場の方にあまり途中で変更するものではないというイメージが、固定観念として植えつけられている部分があるのだと思います。しっかり必要がある場合には見直しをできる、あるいは区画漁業権の途中での設定もできるということについて周知をいたしたいと思います。

2つ目の県の調整でございますけれども、そういった意味では県もこれまでとは違ってしっかり改正漁業法におきまして調整の主体としての責務をしっかり位置づけをしました。昨年6月に策定をいたしましたガイドライン、この中でも関係する漁業者、漁協等と協議して、操業に支障なく紛争の防止が図られることを十分に確保した上で海区漁場計画を作成し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力することが必要であるということでもしっかりお示しをしておりますので、県として責任を持って調整を行う必要があるのですよということ、改めて我々の方でもしっかり指導いたしたいと思います。

漁業権の補償が行われた水域における漁業権の再設定というのでしょうか。これにつきましても、漁業法上の手続につきましては準用されるということでございます。ただ、個別にそれぞれの補償の際に、民民の契約でどういった内容、前提条件で補償しているかによりまして、その後の手続、可能性といったものが変わってきますので、それはしっかり中身をお聞きしながら調整をしていく。これは県の方で漁業者の話を聞いて調整をしていくということになるかと思っております。

都道府県が調整できない場合の相談窓口ということでございますけれども、まず、いろいろ御指摘を頂いておりますが、新たな区画漁業権の設定につきましては必ずしも漁協を通じて相談する必要はなくて、法律上は県に直接相談できる形になっております。漁協内部ですとか、さらに都道府県とのやり取りで疑義が生じた場合には水産庁に問合せができるように、現在水産庁のホームページにおきまして担当部局の連絡先を掲載しております。先ほどの冒頭の話でございますけれども、これを既存の漁業者の方にも周知をして、意欲ある漁業者の方の意見が拾えるように努めたいと思っております。

最後に御指摘いただきました海区委員の所属や委員構成、これにつきましては、これまでは都道府県によりまして改選の時期が異なっておりましたけれども、今回は4月1日ということで統一されました。その後、例年委員の把握をしてございますので、今回もまだ4月1日が終わったばかりで進んでいないのですけれども、この後、委員の構成といったものにつきまして、水産庁の方で把握するべく作業をしたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

泉澤さんの2点目の参考1のスケジュールが必ずしも漁協の組合員が個人で設定をという場合が想定されていないのではないかという点もあったかと思うのですが、その点はいかがですか。

○藤田部長 個別に漁協の組合員の方が確かに要望される場合、この区画漁業権を免許する際の手順と同じように準用されると考えております。

最後に申し忘れましたけれども、定置も含めた手順書をつくることにつきましては、恐らく定置につきましては区画漁業権と違いまして基本的に個別漁業権しかないので、⑨の段階の行使規則のところがないといえますか、そういった形で、より簡単など言ったらおかしいのですけれども、そういう手続のフローになろうかと思えます。

今回は新しく区画漁業権をつくることに着目をして分かりやすくということでスケジュールが分かるようにつくらせていただきましたけれども、例年5年に1回の大きな免許の切替えの時期、この前には我々の方でしっかりガイドライン的な文書を発出しておりますので、そういったものも準備をするということで考えてございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

泉澤専門委員、よろしいですか。

○泉澤専門委員 1点だけなのですが、ということは、この区画漁業権に関するものの免許の更新期以外の途中での変更その他というのは、定置網にも当てはまるという考え方でよろしいのでしょうか。

○藤田部長 同じような手続で変更ができるということでございます。ただ、定置の場合は特に申し上げますと、これまでは非常に定置網の数が多いございまして、隣接するところにいっぱい定置があったものですから、ちょっとでもどこかの定置の区画を広げるとなると隣の定置の漁獲に影響するというので、そこはかなり調整が必要であったということで時間がかかってきたというのが実態だろうと思えます。ただ、相当定置もこれまでの歴史の中では減ってまいりまして、そういった意味では、しっかり地元の定置が近年の環境の変化などに応じた形で漁獲ができるということで、海区漁場計画の変更の手続に入っていくことが可能になっていると認識をしております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に有路専門委員、お願いします。

○有路専門委員 水産庁の御説明及び門島様の御報告、どうもありがとうございました。

私からは3点質問と、1点は先ほどの議論の中で追加でコメントさせていただきたいことがございます。

1点目なのですが、御説明いただいた参考1の資料ですが、特に最初の①から⑤までのプロセスについて、大体標準的な期間が3か月からという感じになっていまして、結局どれぐらいの期間がかかるか分からないということを示しているように理解します。当然ですけれども、今回の取組は水産業が成長産業化していくことが目標になっているわけなのですが、ここが迅速な手続ができていかないと、結局このようなガイドラインといえますか、枠はつくったけれども運用できないということになるのではないかと危惧します。

その中で非常に重要な点だと思っているのが、先ほど門島様から説明がありましたようなところに関係するのですけれども、明らかに漁場として利害関係者ではないであろうという人が利害関係を主張して反対して入ってくるケースは非常に多いと私も認識しており

ます。いわゆる定置や養殖であるような区画漁業権の漁業は海面占有し、共同漁業権漁業はエリアを指定するわけですが、その新たな設定に対し、魚は移動するので自分の漁獲が減少するとか、そういうところでの利害関係みたいな話が出てきてしまいます。しかし本質的に言うと、それを言い出すとほとんど物事は成立しないということを理解しないといけませんし、それを都道府県の担当者が、明確な基準のないまま声を上げた人間をすべて関係者の中に入れてしまうということになるといつまでたっても結論が出ないので、利害関係人の範囲に関してはきっちり定義をしておかなければならないし、それを例えば想定事例集で示すとか、都道府県の担当者が容易に判断できるようにしておくべきですし、その手順も明確にしておくべきだと思います。これが1点目です。

2点目なのですが、利害関係人が漁協になってしまった場合、漁協内部の意思決定がばらばらであるとその時点で物すごく時間をかけてしまうこととなりますので、この辺りの決定のプロセスに関しては、期間であるとかその方法について監督指針等で明確化しておかないといけないのではないかと思います。一般の民間企業で考えると期限は区切るものですので、そのような運営を導入してほしいと思います。

同じ内容に関わるのですが、利害関係人と利害調整のプロセスについて、これは何度もこの議論の中でお話をさせていただいていますが、反社会的勢力の介入が水産のこういう漁業権絡みは極めて多いという認識をもともと持っておかないといけませんし、これの排除に関する項目、文章が、少なくともこちらの表、手順の中には書かれておりません。だから、ここは改めて入れておかなければ、少なくとも現状の世の中のコンプライアンスのレベルで言うと著しく低いのではないかと思います。

また、これは過去から行われてきて現実に存在しているもので、これがあるから反対が多い、あるいは物事が決まらないのですが、利害調整の手段として金員の授受が行われるということはあってはならないことなので、これは排除すべきだと思います。それが全く書かれていなくて、明記してほしいと思います。

もう一つ、項目としては都道府県知事の海区漁場計画の変更に関する判断のところ、これは先ほどの③のプロセスの中に書いてあるのですが、知事が利害関係人から聞いた意見にどう検討して、どのように結果を出したかということが明らかにされていないといけないわけなのですが、この部分が判断した内容について、例えば都道府県知事が変更希望者の事業計画や、あるいは漁場の環境調査の結果を科学的あるいは客観的に判断して、その変更の有無を決定しているところを明確に示すべきではないかと思います。さらに、こういう評価をしたことに関して、どのような理由でその結果に至ったのかの検討プロセスは公開しておかないといけないでしょうし、それは様式として定めておくべきではないかと思います。

それと3点目ですが、これは非常に全体的に重要なところだと思うのですが、結局、結果として免許が出された、それで漁業権が設定されたといっても、それで終わってしまうと先ほど申し上げたような利害関係人等から非常に妬みであるとか嫌がらせを受け

ることがこの業界は多いことは、水産庁様としては認識していただきたいと思っています。したがって、紛争の防止、解決に関しては、国及び都道府県の責務であると漁業法の中でも示される内容だとは思っているのですけれども、漁業権が最終的に行使されるときに、その内容を行政によって保護されることはしっかりしておかないといけないと考えます。要するに、手順書に関してはアフターケアに関して全然コメントが書かれていないので、それはちゃんと入れてくださいというところでございます。

最後、先ほど議論に出てきた漁業権の再設定については一言申し上げたいところがございます。、都道府県で調整して水産庁がやっていくというのが、通常の漁業権の設定と同じように漁業権が放棄されたエリアの再設定も範疇に入るといって御発言を頂いておりますけれども、そもそも民民のところの調整が一番こじれるのであって、そういうこじれる部分に関してきっちり都道府県なり国なりが責任を持って調整をするというのはしていただかないと、何も物事は進まないと思うのです。民民と言っていますけれども、一番問題なのは、お互いの民民が既に大昔の話になっていてそのときに決めた人たちがもういないとか、利害関係が実はもうなくなっているとか、でも、お金だけ払われてこれはどうするのみたいな話になっていて、例えば先ほどのタンカーのケースでも、そのときに漁業権を放棄した人がいたとしても新たに参入しようとする人は全く関係がない民であって、このようにプレーヤーが替わっていくものに関して民民だけで調整していただきたいというのは不可能ですので、これは県なり国なりが調整をしていく手順であるとか、この辺りを明確化してほしいですし、相談窓口の設定を水産庁さん側で持っていただきたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、水産庁の方からお願いいたします。

○藤田部長 たくさん頂きましたので、抜けていたら指摘してください。

まず、利害関係人のお話ですね。調整の手続に関しましては、これは当然どういった方が利害関係人であるかということは、意見を言う限りは一定の関係があるということについて説明をしていただく必要はあろうかと思えます。その上で、それをしっかり受け止めて妥当と考えるかどうかというのは当然都道府県がしっかり判断をしますし、海区漁場計画の策定に当たりましては、法律上、そういう意見が出て、どう考えてこの計画を策定するのかというのは海区漁業調整委員会に諮ることとなっておりますので、海区漁業調整委員会におきましては議事を公開でやることになっておりますので、今回法律改正によりまして相当程度新しい意見、それに対してどういう応答でもって漁場計画を変更するのかということについて明らかにできる形に改善をされていると認識をしております。そういった意味ではまだ運用が進んでおりませんので、実例としてどんどん引き延ばしがされているとか、そういったことにつきましては、まだ我々の方でも適切に指導ができる状況には至っておりませんが、御指摘を頂きましたように、しっかり新たな区画漁業権を免許する際のスケジュールをお示しすることは、我々としてはそういった限られた漁場であ

りますけれども、可能性があるのであればしっかり活用するという事で海区漁場計画を変更するという事ですから、それにつきまして、都道府県で迅速に速やかに手続を行えるようにということで策定させていただいております。これが活用されるように我々もちゃんと指導をしたいと思っております。

幾つか御指摘を頂きました反社会的勢力の排除の点につきましては、今回の漁業法の中でも許可漁業などでしっかり適格性の観点を入れましたので、もしかすると1ページに入らないかもしれませんが、入れられるところはしっかりチェックポイントとして入れていきたいと思っております。

確かに漁協が利害関係人の場合にどういう扱いをするか、そのときの漁協の意思決定の扱い方というのでしょうか、そういったものにつきましては、我々も御指摘を踏まえまして、どういう形が適切なのかは引き続き都道府県とも協議をしながら考えていきたいと思っております。

免許された後の扱いというのでしょうか、漁業者の方の位置づけというのでしょうか。まず、漁業権でございますので、免許されますと相当程度物権に準ずる扱いということでそこは権利としては保護されるわけでございますけれども、確かに同じ業界内でいろいろ現場で嫌がらせといいますか、そういったものをされると漁業者の方がやりにくいでしょうから、そういった形でメッセージとして発信できるか、我々も工夫ができるのかどうか、その辺りは考えさせていただきたいと思っております。

最後に御指摘を頂きました補償をした後の話でございますけれども、確かに過去に大昔に補償をした後、利害関係人といいますか、当時の関係者というのでしょうか、そういう方が全然いない場合にどうするかというのは今後も出てくる問題だと思います。事例ごとに相当違うと思っておりますので、一律にタイプというのでしょうか、そういったものを整理して定められるかどうかというのは、それは都道府県とも話をしながら、我々として漁場の利用がきっかりできるように、その点は協議をさせていただきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

有路専門委員、一旦、金丸議員が11時までに御退室という予定でございますので、ここで金丸議員からコメントをお願いしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。先にコメントをさせていただきます。

水産庁の御説明、ありがとうございました。現場の具体的な課題が浮き彫りになったこともすごく参考になりました。その上で、改正漁業法の制度運用についての改善要望について幾つか意見を述べさせていただきます。

まずは、水産業の成長産業化には未活用漁場の活用、そして、新規漁場の開拓を行い、漁業権の免許の手順とスケジュールを明確化して新規参入を促進することが必要不可欠だと考えています。漁業法を改正しても、法の趣旨を実現する具体的な手続を整備し、それを現場に浸透するよう周知し、実際に行われるようにならなければ、成長産業化は実現できません。特に漁業権の免許については、都道府県の担当者がちゅうちょなく漁業法を執

行できるようにすることが極めて重要ですから、区画漁業権にとどまらず、定置漁業権や漁業権放棄が行われた現場に関する漁業者の設定等を含む免許手続に関する詳細な手順、やり方を明確化していただきたい。

その手順、やり方を明確化するに当たっては、都道府県知事の利害調整が機能するようにしなければなりません。そのために、都道府県知事が意見を聞かなければならない利害関係人の範囲や利害調整の方法について事例集を示すなどを行い、迅速な免許手続が実現するよう指導してほしいと思います。

また、かつて漁業権放棄が行われた漁場について、漁業権を設定する場合と利害調整が難航するケースや免許希望者が都道府県知事の判断に不服があるケースにおいては、免許希望者が諦めることなく解決できるようにする手だてを検討してほしいと思います。

改正漁業法は極めて重要です。都道府県任せにしないで水産庁自ら現場の状況をつぶさに確認し、速やかに行動して、水産庁の強いリーダーシップを発揮して、改正漁業法の執行をしていただくよう強くお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまのコメントにつきまして、水産庁から何かあれば一言お願いします。

○藤田部長 ありがとうございます。

金丸議員から言われましたように、改正漁業法につきましては、しっかり水産業の未来を担うといいますか、そういったものになりますので、我々としても制度改正の趣旨がしっかり現場に伝わって運用されるように努力をいたしたいと思います。

これまでの知事部局の対応について、現場の方にはかなり御不満がたまっているといえますか、そういった部分があるかと思えます。我々はこれまでも相当毎月のようにコロナ禍でも都道府県の部局の人とウェブ会議で改正漁業法の運用につきまして協議、指導をしてきたところでございます。しっかり機能するように、まず都道府県の調整が機能するように、海区漁業調整委員会が本来の海区漁業調整委員会の働きをするように、なおかつ、それがうまく機能しない場合には、先ほど申し上げましたようにホームページに水産庁の連絡先を入れさせていただいております。そういったものも全部総合的に機能させて、この新しい漁業法が運用されるように努力をいたしたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど中断しました有路専門委員の件ですけれども、有路専門委員、いかがでしょうか。

○有路専門委員 水産庁様からの説明もありましたし、金丸議員からもお話がありましたけれども、一通り利害関係におけるプロセスとその中身ですね。それを公表してちゃんと根拠を持って取り組んでほしいというところが一番ですので、そこをまずはっきりしてほしいと思います。特に都道府県知事がやっていく、実行していく形にはなっていますけれども、それが確実に運用されるのであれば、そもそもこのような改正がなくても運用され

ていたはずなので、それができていないというところは、そういうところが密室になってしまっていたということは否めないと思いますので、そこに手入れをするのは水産庁様の方が主導してやっていただきたいというところになりますので、その点はよろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に南雲座長代理、林専門委員ということでお願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

今、いろいろとお話に出ていますけれども、基本的には制度改正についてのコミュニケーションのところ不全になっているという点と利害調整をするようなところ、つまり、ガバナンスの不全が露呈しているということだと思っております。今後、いろいろと制度変更についての周知徹底であるとか、プロセスであるとか、スケジュールの詳細化、明確化ということをやっていかれると思いますけれども、少し発想を変えていただく点もあろうかと思っております。要は、連絡の仕方は旧来型の書いたものをどこかに貼りましたというやり方は最近はやってなくて、行動科学やナッジと言われるように、それを見た人がどういう反応をするのかというところまで踏み込んで連絡の仕方をデザインするというところまでやらないと、同じ体質で同じ繰り返しが引き続き起こり続けるのではないかということ懸念します。

農林水産省さんは「eMAFF」などとてもいいものをつくっていらっしゃると思いますし、UXは得意なのですから、相手がどう行動するのかというところまで踏み込んだ形でのコミュニケーションをデザインするというところまでやっていただいて、水産庁のホームページに連絡先を書きましたといっても、書くところまではいいのでしょうかけれども、「それで？」という論点が出てきますので、そこまでやって一通りということだと思っております。

こういう場で現場からのヒアリングでいろいろな声が上がってくるということは、政策のマネジメントプロセスの中にフィードバックループを取り入れるということが抜けているのだと思います。フィードバックループを使ってナッジなり行動科学を使った働きかけがどうなってきたのかというループを完成させるという発想に立たないと、同じ事象が繰り返されるというところについてはお伝えしたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、水産庁から何かあればコメントをお願いします。

○藤田部長 大変有益なアドバイスをありがとうございます。

おっしゃるとおり、我々もしっかり新しい技術といいますか、伝達手段もできておりますので、そういったものを活用して現場の方にどれだけ伝わるか。逆に言うと、現場の人の声がどれだけちゃんと我々の方に届くかということにつきましても工夫していきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に林専門委員、お願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。これまで皆様がおっしゃったところは本当に大事なポイントだと思いますので、是非とも実現していただきたいと思っております。

農林水産省の「BUZZ MAFF」というものに私も登録してまして、ユーチューブ動画で短時間で農林水産省の若い職員の方が中心になって非常にいい発信をしてくださっています。登録していると仕事中でもどんどん入ってくるので、仕事にならないくらい頻繁に出されておりますが、そういったことができている一方で、一番抵抗も大きいこの漁業権の問題についてはそういった手法が取り入れられていないということは残念なところかと思えます。ところで、水産改革の狙いと内容について16分でまとめてくださっている前水産庁長官の長谷長官のユーチューブ動画が農林水産省のウェブサイトにアップされておまして、ここで本当に特に11分から12分ぐらいにかけて漁業権の在り方についての今回の改正法の見直しというところ、この30年で日本の漁獲高が2分の1に下がってしまっている。ポテンシャルとしては水域のポテンシャルは高いにもかかわらずこういう状況にあると。そこで、海面利用をより適切かつ有効に活用しているかどうかで公益性の観点からこの配分を見直していこうということをしごく簡略に分かりやすく説明してくださっています。こういったことをもっと現場の本当に漁業権の利害調整が問題になる場面の方々にプッシュ型で届けていただければと思っております。

本日、既に委員から御指摘いただいたところについて、幾つか確認させていただきたいと思えます。参考資料の参考1「新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール(案)」でございますが、確かに有路専門委員からも御指摘があったように、②の一番大切な利害調整のところ「3月～」となっていて、期限の設定がないのですね。これだと1年もかかってしまい、ヒアリングの⑤や⑥にもあったような実態の改善にはならないので、ここは期間をしっかりと区切り、3か月という形で期間設定すべきではないかと思えます。

また、「ポイント」を書いてくださっている点なのですが、ここに書かれるべきポイントは、これではないと思えます。例えば②と④に書かれている内容は、本来64条の計画の話のはずなのに、なぜかポイントのところ63条1項のしかも4号の話が入っており、ミスマッチなのではないかと思えます。むしろここに書いていただくべきポイントは、去年の6月30日に水産庁長官名で通知していただいた海面利用制度等に関するガイドラインの別紙1として設けた適切かつ有効に活用しているかのチェックシート、特にそのシートの3.のチェック事項だと思います。ここでは、利用している期間や密度、利用している海面が全てかとか、事業計画にのっとって生産活動を行っているかというところのチェック項目があります。「利害関係人」とおっしゃる方が実際にどのように使っているのかを②では検討していただくべきかと思えます。したがって、ポイントに記載すべきはむしろ別紙1のチェックシートではないかと思えますので、この案を今後、国から都道府県に周知されるときには、見直した上で手順・スケジュールをつくっていただきたいと思えます。

また、見直された案についても再度こちらのワーキングで確認させていただきたいと思えますので、その点をお願いしたいと思います。

もう一点でございますが、先ほど、委員からの御質問の中でも知事の判断の客観性、透明性の担保を確保するようなプロセスが必要ではないか、検討プロセスの公開の様式を定めるべきではないかという御意見があったかと思えます。これに関連して、海面という公共の資産についての運用を定める以上、例えば土地収用法にあるようなあっせんや仲裁、知事の裁決に対する不服申立て制度、こういった行政ADR的なものを今回の改正法の運用のピン留めとして制度として設けることを御検討いただけないかと思えます。

以上2点について質問をさせていただきます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、水産庁からお願いいたします。

○藤田部長 ありがとうございます。

まず、期限のお話でございますけれども、どうしても希望者の方から相談を受けてパブリックコメントなどをやりますと、どう考えても最低でも3か月程度の期間は要してしまうということでございます。あと、中身が相当数が多いとか、1個だけで非常に簡単な場合というように違いますので、なかなかぴったりと何か月以内にというところまでは期間を設けるというのは難しゅうございますが、できるだけ早くという話はおもとのこういったものをつくる際の考え方でございますので、それはしっかり伝わるようにしたいと思います。

委員に御指摘いただきましたようにチェックシートのお話でございますけれども、チェックシートは、実は個別のそれぞれの漁業権につきましてその時々におきましてしっかり運用されているのかどうか、適切な状態にあるのかどうかというもののチェックシートでございます。これはどちらかというとも都道府県がやるときの全体をちゃんと進行管理というのでしょうか、そういったものをするものなので、逆に言うと御指摘いただいたような話はちゃんとチェックシートも別途やっているものを確認するのですよという話をどこかにしっかり盛り込めば、合わせ技というのでしょうか、そういったことでチェックが働くということなのではないかと思えます。

知事の透明性の確保につきましては、我々もしっかり、改正漁業法は運用し始めたばかりでございますので、海区漁業調整委員会にちゃんと情報を上げて公明正大にやってくださいということを、しっかりまずは運用を徹底させることに努力をさせていただきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

林専門委員、いかがでしょうか。

○林専門委員 まず後半の行政ADR的な手続の設置についてのお答えをいただいていないというのが1点と、前半についても、期限を区切ることについては、ほかの制度でも目安となる期限を設けることは行われております。行政手続の透明性、予測可能性については、

行政手続法でも要求されているところでもありますので、そういった観点で目安の期間を設ける。もしこの期間までにできない場合には、その例外的になった理由を述べられるようにしていただくことが必要ではないかと思えます。

チェックシートの点ですけれども、チェックシートでは適切かつ有効な活用とは何かという考え方を示しております。したがって、今回の手順書において海面、新たな区画漁業権を免許する際の利害調整の考え方、それを示すものとして、このチェックシートの精神を没却しないように使っていただくこと、それこそが改正のポイントであることが分かる記載が必要であると思っております。申し訳ないのですけれども、現在ポイントとして書かれているところは、むしろ既得権益、変更しない方に働くベクトルの項目に偏っているように私には感じられます。

前半についての意見はそれですが、後半の私の質問へのお答えをお願いしたいと思います。

○佐久間座長 水産庁からお願いいたします。

○藤田部長 後半というのは、不服申立て制度の方ということでよろしいでしょうか。

○林専門委員 はい。

○藤田部長 不服申立てそのものにつきましては、私どもの方では、現在まさしく12月1日に施行したばかりの新しい漁業法につきまして、今回の手続の中では海区漁場計画の変更に際しまして出てきた意見を、ちゃんと海区漁業調整委員会にどういう意見があって、それに対して変更を加えるのかどうかということを表座敷でしっかり検討を加えていくという話になっておりますので、まずはその運用を徹底したいと思っております。

幾つかこれまでの制度運用の中であったということでございますけれども、県なり漁協の方で意見といいますか、そういったものが止まっているというような話につきましては、今回、我々の方では連絡先を設けております。連絡先があること、こういうスケジュールでやっていくのですよという話を周知徹底する中、さらには、先ほど南雲座長代理から御指摘を頂いていましたように、我々の方がどういった形で現場に発信をしていくのか、そういった中で、この新しい漁業法の制度運用が図られるようにまず努力をさせていただきたいと考えております。

○林専門委員 改正法の6条で、国としては紛争の解決についても必要な措置を講じる義務を負っていると思えます。現実に利害調整に困難が伴うことは必定な状況にありまして、新たな認可をしていくということは大変な抵抗があることは当然予想される場所でありますから、利害調整、知事の裁決に対する不服、大臣に対する審査請求などの手続は必要なものではないかと思っておりますので、引き続き御検討いただければと思えます。

○佐久間座長 今の点、よろしく申し上げます。

それでは、時間の関係もございますので、次の「当面の規制改革の実施事項」のaからd及びfについて、農林水産省殿から14分以内で御説明をお願いいたします。

○神谷次長 ありがとうございます。

まず、2番目のヒアリング事項(2)でございますが、これは新たな目標を追加すべきだという要望だと認識しております。具体的にはTAC管理対象魚種全てにおいて、管理の仕方として、漁獲圧力をMSYを達成する水準、 F_{msy} とっておりますが、以下で管理がされていることを目標に加えるべきだという点でございます。

これに対しましては、私どもは全くそのようにする方向でやっております。具体的に申しますと、農林水産省の対応の第2パラでございますが、委員の御指摘を踏まえ、新しい方式に基づきMSYベースでの資源管理を適切にやっていることを分かる観点から、漁業法第11条に基づく資源管理基本計画を改正いたしまして、第1の(2)の4に、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とすると定めたところでございます。

具体例といたしましては、申し訳ございませんが、12ページをお願いいたします。ここに赤く書いておりますが、今までの目的に追加いたしまして「漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする」と書いております。

これは一般的な原則でございますので、個々の魚種にどう当てはまるかという実例も必要になってまいります。20ページをお願いいたします。資源管理基本方針は一般的なものを決めまして、具体的な魚種は別紙で細かく決めていくわけですが、これはマイワシの事例でございます。「2 漁獲圧力」とありますが、その(1)で最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値、つまり、 F_{msy} 以下でやることを明示しております。(2)の①も0.75を乗じた数字とすることにしております。このようにすべからく目標としては要求されたものと合致した方向で我々はやろうとしてございます。

2ページにお戻りください。御指摘の新たな資源評価については、科学的な根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象候補魚種の選定基準を定めるべしということです。

これにつきましても、参考資料3でございますので、27ページをお願いいたします。こちらに「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」というものを追加しております。こちらは最初の括弧書きにございますように、漁獲量が多い魚種(漁獲量上位35種を中心とする)と。MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種から順にやっていきますということを明示いたしまして、さらに下のターンテーブルになりますが、令和2年度の末から令和5年度までにどのような魚種をどのように公表していくのか、この基準に当てはまった公表の仕方も併せて明示しております。既にカタクチイワシ、ウルメイワシ、カレイ類など7魚種については公表したところでございます。これにつきましても、今年3月末に水産政策審議会です承を得ましたので、水産庁としての正式の方向性として公表してるところでございます。

2ページに戻ります。cになりますが、漁獲可能量の大臣管理と知事管理の配分基準というものを恣意的なものではなくて事前にはっきり決めておいてオープンにすべきではないかという御指摘でございます。

これにつきましても、改正漁業法の中に基づく資源管理基本方針におきまして、水産資源ごとに、漁獲実績を基礎として、当該水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めるという一般論を書いております。さらに具体的なものは魚種ごとに決めていくこととなりますが、23ページをお願いします。ここにありますように、マイワシの事例でございますけれども、第6の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準ということで、漁獲可能量からまず国で留保をしておく。これは保険のようなものですが、留保を除いた数量を3年間の実績に基づく比例配分をしまして配分するという原則を書いております。これに基づきまして、大臣許可漁業と知事許可漁業、さらに知事許可漁業の中で各県別の配分と。それを受けた各県で県内の漁業種類別の配分というプロセスに移ってまいります。

クロマグロにつきましては、かなり複雑でございますが、参考資料4、28ページにも詳しく書いております。

さらにこれに加えまして、新たなTAC魚種の設定に際しましては、今回、水産政策審議会の下に資源管理手法検討部会というものを設置いたしまして、ここで漁業の特性に応じまして、配分基準に係る考え方についても検討の対象とするということにしております。これにつきましては、3月23日に水産政策審議会の資源管理分科会において設定が決定されております。ここまでがcでございます。

次にdですね。3ページになりますけれども、漁場のマップです。これは最初の議論ともかなり関係してくると思っております。

これにつきましては、参考資料5、38ページから40ページになりますが、「海しる」のシステムに過去設定されていて現在は取り消されている漁業権についても情報を追加表示しております。

最後にfになりますが、漁協の経営改善に適切なKPIの体系を設定すべきということでございます。

これにつきましては、漁業者の所得向上につながるKPIといたしましては、組合員1人当たりの販売事業高を〇〇%増加する、事業損益の改善を伴う経常損益段階の黒字化漁協を〇〇漁協増加ということを設定することとしたいと考えております。これは41ページに書いております。ただ、設定の時期でございますけれども、今、コロナ禍におり、各漁協が多大な影響を受けておることも考慮いたしまして、具体的な影響度合いを把握した上で数値目標を設定いたしたく、数値目標の設定というのは今年度中に行うこととしたいと考えております。

以上、私からの説明でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂いた御説明を踏まえまして、まずは「当面の規制改革の実施事項」のf、漁協のKPIについて意見交換を行いたいと思っております。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

まず泉澤専門委員、続いて南雲座長代理でお願いします。

○泉澤専門委員 ありがとうございます。

私から生産現場の実情を申し上げれば、漁協の経営について、漁業者個人の所得向上には、収入の増加に加えて経費の削減が重要ですが、その経費の一部が漁協の手数料です。つまり、漁業者の経費節減のためには、漁協の収入である手数料などの削減が必要となるわけです。経営状況が思わしくない漁協の手数料は、多くの場合、良好な経営状況の漁協と比較して高い料率となっているわけです。つまり、漁協は収支の改善を図るために手数料率を上げるわけですね。手数料率を上げると、生産者は購買事業や販売事業、そういった事業を今度は利用しなくなります。そうすると、取扱いが減少し、漁協の手数料収入が減る。そうすると、またさらに手数料率を上げるという悪循環に陥っている漁協や産地市場は少なくないですね。これでは漁業者の所得向上と漁協の経営改善を両立することは難しいと思います。漁協組織の経営改善と組合員負担の軽減という両方の取組状況を同時に評価する必要があります。具体的には漁連や漁協、そういった関係組織の販売事業と購買事業における手数料率を調査して、地域性や事業規模による格差はかなりあると思いますけれども、そういった料率を調査することで適切なKPI又はベンチマークを設定して、漁協に自主的な努力を促すべきではないかと私は思っております。この辺りはいかがでしょうか。

○佐久間座長 ありがとうございます。

水産庁の方、お願いします。

○倉重部長 漁政部長でございます。

泉澤専門委員から御指摘のございました手数料率については、漁協の経営ぶりが悪いところ、いいところによってそれぞれ変わっている、悪循環に陥っているところもあるというのはおっしゃっているとおりだと思いますけれども、一方で、手数料率については、むしろ積極的にいろいろ取り組むということで高いところもある、様々あるのかとは思っております。この規制改革推進会議でも手数料についてはまずは適正化をするという議論も頂いていますので、今、いろいろな問題を受けてそれを適正化するためのガイドラインの発出ということについて努力をしているところでございます。まずは適正化をした上で、委員の御指摘のとおり、いろいろな現場の実情をより把握した上で対応していきたいと考えております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

泉澤専門委員、よろしいですか。

○泉澤専門委員 分かりました。

とにかく実態をきちんと調査することが大事だと思いますので、データとして料率、そういった全国的なものを集めていただきたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

参考6のフローチャートのようなものを拝見いたしましたけれども、もう一回情報を整理された方がよろしいのではないかと思います。これは課題のブレイクダウンをやっているようでもあり、いわゆる収益性のブレイクダウンをやっているようでもあり、政策のロジックモデルのようでもあり、3つが混在した形になっているので、一体何が言いたいのかが客観的には伝わってきにくいものになっていると思います。

まずもって考えるときにゴールの漁業者の収益向上というところからこれをブレイクダウンしていったら、何が一番ドライビングフォースとして大きいのかというところにたどり着かないと政策の議論には入れないというのが一般的な理解だと思います。まず書いていらっしゃるものを見ますと、合併による産地市場の統合というところが全てのようにも見えますけれども、本来であれば売上げがどうやって伸びるのかというところと、支出をどうやって減らせるのかというところに大きくツリーを分けて、売上げ、収入のところについてはボリュームのところとマージンに分けてと。支出、経費については固定費、変動費と例えばそういう形で分けてという形で、どんどんブレイクダウンしていったら、何が一番利いているのかというところにたどり着かないと、この議論は完全な形でなし得ないのかなと思います。その中に漁協の手数料の話とか、仕入れ原価の話とか、燃料の話とか、いろいろと事業を営んでいくところの経費の何が利いているのかというところも入っていったら議論が進むべきだと思います。

さらにその上でリスクファクター、ディスカウントファクターとも言いますがけれども、何が外部要因としてコントロールできないのだけれども、この収益に大きく影響を及ぼしたのか、今回はコロナと出ていますけれども、そういったところまで整理をしていただく必要があると思います。その上で、一番大きなファクターについてアクションプランをつくってKPIをつくるという順番で、しかも、これは責任者も分からないので、誰が責任を取る人なのかということも含めてもう一回整理をしていただく。先ほど、泉澤専門委員からも出ていましたけれども、データがないとこれはできないので、まずデータを取って、地域特性であるとかといったことも含めた幾つかのバージョンが出てくると思いますが、そういった整理の上でしっかりしたKPIを共有するという議論を展開していただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのコメントにつきまして、水産庁から何かあればお願いいたします。

○倉重部長 漁政部長でございます。

御指摘ありがとうございます。正に御指摘のとおり、このフローチャートにいろいろなものが混在しているというのはそのとおりかと思いますが。なぜこうなってしまったのか

ということを見ますと、マクロとミクロといいますか、この問題を考えるときに漁協という主体と経営者という主体を考えて、どちらのプレーヤーも行動を考えながらこのフローチャートをつくるということにすると、どちらから発車するのか。今、原案は漁協の方の経営不振の主な原因を産地市場の売上げの減少、不採算施設の運用というところから出発して、そのためにはどうしたらいい、それをはかる目標をどうしたらいい、そうすると漁業者の所得は向上するであろうという考え方になっておりますけれども、つくる段階で、逆に漁業者の方の収入とコストを見まして、そちらから出発してやることも試してみたこともございました。なかなかどちらがやりやすいとは言えないところもあるのですけれども、どちらかだけにすることということも実態にも合っていないかなという気もいたしますので、今の御指摘も踏まえて、漁業者の方のミクロからの視点も考えたときに、より説明しやすいようなKPIになるかどうかということ引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

南雲座長代理、よろしいでしょうか。

○南雲座長代理 これはちゃんと両方分析すべきだと思います。最終的に全部大切なところが抜き出たときには1枚にまとまっていいと思うのですけれども、どちらかにやるというよりも両方ちゃんとやってみて、何が本当に大切なのかというところを突き詰めていく。それをちゃんとデータを使って行って、目標値を張る。これはまだ目標も張っていないのでよく分からないのですね。そこまでしっかりやっていただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、残りの課題に移りたいと思います。「当面の規制改革の実施事項」のaの資源管理目標、bのTAC管理候補魚種の選定基準、cのTACの配分基準及びdの漁場マップについて意見交換を行いたいと思います。

それでは、委員の方から御意見、御質問があればよろしく申し上げます。

まず、花岡専門委員、お願いします。

○花岡専門委員 水産庁の皆様、御説明ありがとうございます。

私からはaとbについてコメントをさせていただきます。まずaの部分、前回主張させていただいたところですが、しっかりと対応していただけたと思っています。ありがとうございます。

bの部分で4つ質問させていただきたいです。こちらも前回私が質問させていただいた、それへの回答の部分もあるのかなと思って確認をさせていただきました。まず質問の1つ目です。TAC魚種拡大の対象基準についてですが、このスケジュールの表の上にもありました。御説明もありました。「②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種」と書かれてありますけれども、確認なのですが、MSYベースの資源評価を実施する魚種を定める基準はどのようになっているのかを教えてくださいたいのと、ここに「見込み」

という言葉でまた含みのあるような言い方なのかなと思ったので、ここに含みを持たせて「見込み」と書いてある背景も教えてください。それが1つ目です。

2つ目、同じスケジュールについてです。ここに34本の矢印が記されてあるのですけれども、全ての先端が途切れ途切れになっているものが何を指しているのかを教えてください。令和5年度が終わる線から矢印が大分はみ出しているのです、これだとTACの8割を令和5年度までに達成できないのではないかと、僕はそのように読めたので、そういうことなのかどうなのかを確認させてください。

3つ目、資源管理手法検討会についてです。資源管理手法検討会の委員をどのように選定されるのか。業界団体や水産学者だけではなくて、市民団体や環境団体などを含む幅広い専門家がバランスよく参加できる仕組みになっているのか。また、少数意見であっても検討会の取りまとめにきちんと反映される仕組みになっているのか教えてください。

最後、4つ目です。これはステークホルダー対応についてです。単なる公聴会ではなく、意思形成の機能をどのように持たせようとしているのかという部分ですけれども、関心を持つ全ての人たちが意思を表明して、その全ての意見に対する回答が示される仕組みになっているのか、少数意見であっても会合の取りまとめにきちんと反映される仕組みになっているのか教えてください。また、この会合に幅広いステークホルダーによる合意形成機能を本当に持たせることができた場合、業界団体によっては、この会合に参加することをリスクと考え、参加しないところも出てくるのではないかと。その場合、主要なステークホルダーが集まらずに会合を開催すること自体ができなくなる可能性はないのか、もしその可能性があるとしたら、それに対してどういうアプローチをお考えなのかというところも教えてください。

以上4点です。お願いします。

○佐久間座長 それでは、水産庁の方からお願いいたします。

○神谷次長 ありがとうございます。

すみません。③と④をもう一度言っただけませんか。

○佐久間座長 それでは、花岡専門委員、③、④をお願いします。

○花岡専門委員 ③については、資源管理手法検討会についてです。どのようにして委員が選定されるのかというところです。業界団体や水産学者だけではなくて、市民団体や環境団体なども含めて専門家がバランスよく参加できる仕組みになっているのかですとか、少数意見であっても検討会の取りまとめにきちんと意見が反映される仕組みになっているか教えてくださいというのが3点目です。

4点目がステークホルダー会合についてです。これは単なる公聴会ではなくて、合意形成の機能を持たせるということでしたら、恐らくこれに関心を持つ方々はたくさんいると思います。その皆さんがどうやって意見を発表するセッティングにするのか、プラス、その意見に対してどうやって一つ一つに回答していく仕組みになっているのか。また、同じように少数意見であっても会合の取りまとめにその意見がちゃんと反映されるようになっ

ているのかというところを教えてくださいたいです。それに併せて、もし本当にステークホルダーによる合意形成機能をステークホルダー会合が持つことができた場合、業界団体によっては、この会合に参加することがリスクになる、参加しないということを考えるところも出てくるのではないかと。そうした場合に、主要なステークホルダーが集まらなくて会合を開けなくなるリスクはないのか。もしその場合は、そうならないためにどのようなアプローチを水産庁はお考えなのかを教えてくださいというのが4つ目でした。

○神谷次長 最初の質問でございますが、「MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込み」という部分ですね。この見込みは花岡専門委員はネガティブに考えられていると思いますが、我々からすると、今は無理でも頑張ればMSYベースの資源評価になる数が増えるのではないかと、いうちょうど過渡期でございます。どちらかというが増えるかもしれないというポジティブな意味での見込みというように考えております。今の時点でフィックスはしない方がいいだろうというところでございます。

34系群ですね。最後の方が途切れ途切れになっているというところなのですが、ここは確かに議論によってはステークホルダー会合が2回で済むところと3回で済むところと4回で済むところと。これは既存の魚種を8魚種やったときにもいろいろございましたので、一律に末尾がこことやってしまうと、かえって漁業者側からすると時間設定ありきでけしからぬというようになりますので、基本は2年間ぐらいの中で決めておきたいけれども、議論によってはステークホルダー会合は3回ぐらいになって少し延びることもありますよという余裕を持たせておるところです。決してだらだら延長させようというつもりはございません。

8割をTAC魚種でカバーするというところは、20魚種ぐらいやれば、実際に漁獲量としては8割カバーできます。我々はこれをさらに三十何魚種を目指しておりますので、8割以上を目指して野心的にやっておるというように御認識いただければと思っております。

TAC指標の検討会でございますけれども、まず都道府県と業界から、また、漁業者から推薦を受けた方と専門家という人たちが入るといものと、それと併せて、もともと水産政策審議会の資源管理分科会の中にメンバーも入っておりますので、その辺の人たちと一緒にやっていきたいと思っておりますし、NGO等に関しては、実際はステークホルダー会合から御参加いただくということを考えております。

ステークホルダー会合が意思決定機関たり得るかというところでございますが、今の漁業法だけをぎちぎち捉えますと、水産政策審議会で決まるというのが正規のプロセスになります。ただ、そこだけでやっておりますと、どちらかという広く意見を公開したとかということになりませんので、それにプラスアルファで我々はステークホルダー会合を開くということにしておりますし、ここまで8魚種で魚種ごと、3回、4回、ステークホルダー会合を開いておりますので、やるという実績も前提もできております。その中でいろいろな意見も賜っております。一つ一つの意見には会議の中でかなり丁寧にお返事しておると併せまして、最終的にはパブリックコメントを求めますので、出された意見には我々

は全てにちゃんと丁寧に返答をしております。

そういったこともありまして、いろいろな意見を参考にしながらやらせていただきたいと思っておりますし、むしろ今回の新しい資源管理にはNGOの意見も非常に大事だという認識に立っておりますし、だからこそステークホルダー会合というものも設定して、我々は前向きにやっているところがございます。一方で、あまりにも強引に進めると、確かに法的位置づけがないわけですから、ボイコットされる可能性もありますので、そこは最初から結論ありきではなくて、自由に平等にフラットに意見を言える場としてステークホルダー会合を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

花岡専門委員、よろしいでしょうか。

○花岡専門委員 リアクションさせていただきたいです。1点目のMSYのところ、分かりました。ありがとうございます。是非ネガティブにならないように、プラス、ポジティブだけになっていくようにというところは引き続きよろしくお願いします。

2点目、矢印の部分、背景はよく理解できました。これは先ほども出ていた改正漁業法の本当の意味をどのようにステークホルダーの皆さんにお伝えするかというところとも共通しているのかと思います。そもそも期限を切らなければいけない理由はしっかりしたものがあわけですし、そのタイムラインにみんなが乗って進んでいくことが基本的には必要なのではないか、こういうところをグレーにしたまま進めていく、大分よくなってきていると思いますけれども、その結果が現状の資源がどんどんなくなっていつてしまっているというところにあるのだとは思いますが。ですから、そこをしっかりと締めていくというところは是非お願いしたいと思えます。

3点目、4点目についても御説明ありがとうございます。NGOもそうですけれども、ステークホルダーの中に消費者とか全ての方々は含まれている。決して海に直接接している方だけがステークホルダーではないので、その部分でしっかり公開性や公平性を担保していただくというところは引き続き強化させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に泉澤専門委員、続いて有路専門委員でお願いします。

○泉澤専門委員 それでは、私からcとdについて資料に基づいて御質問をさせていただきます。

まず、漁場マップについてなのですが、水産庁が今回示してきたこの漁場マップですが、未活用の漁場は灰色で表示され、あるいは色調や線の太さなどかなり工夫があつて見やすい画像になったと思えます。マップ全体を見ると、沿岸地域には空いている漁場はほとんどないように思えます。果たして本当にこれが全て活用されているのかなと、正直、そのように思えます。漁業者の人口が減少している中で、共同漁業権は本当に有効に利用され

ているのか。もし共同漁業権の活用状況を把握されていないのであれば、せつかくマップができたわけですから、是非漁場ごとの生産規模や例えば利用人数、そういった調査を行うべきではないかと思います。それから、マップに記載されている免許区画について、GPSによる緯度経度に基づく位置情報を表示していただきたいと思います。もう一つ、漁業権に制限があったり条件がある場合、その内容を明示すること。基本的なそういった漁業権の内容について都道府県に一々問合せを行わなくても済むようなものに、していただきたいと思います。それが一つです。

cの方ですが、漁獲可能量の配分について一つお尋ねしたいと思います。この中でクロマグロの配分についてですけれども、参考4では第5管理期間以降の配分の考え方、それから、第7管理期間について、配分方針が示されておりますけれども、この配分基準については、規制当初から生産現場の実情が反映されていないという意見が多くあったように記憶しております。漁獲可能量の大臣管理と知事管理の配分に当たりまして、例えば管理区分ごとの従事者数やあるいは生活依存度、それから、漁法の中には選択漁獲ができない伝統漁法など、沿岸小規模漁業への配慮が具体的に反映されているのかどうなのかという議論もあります。そもそも配分方法の根拠となる計算式自体が存在するのかどうか、場合によっては、規制当初根拠のない配分が行われた可能性も払拭できません。その根拠なき配分枠に従って現在の配分のベースとなっている漁獲実績が積み上げられてきたのであれば、公平性に疑問があります。規制当初から現在に至るまでの配分の考え方を確認して、不明瞭あるいは不公平な点があれば直ちに是正すべきではないかと考えます。以前に戻って、規制当初の配分の算定根拠が分かるような当初から現在までの資料を提出していただきたいと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

○佐久間座長 それでは、ただいまの点につきまして、2点、水産庁の方からお願いします。

○藤田部長 資源管理部長の藤田でございます。

まず、漁場マップの点について御説明いたします。共同漁業権につきましても、今回の漁業法に基づきまして利用状況をちゃんと報告するという事になってございます。それをしっかりチェックシートと併せて把握することになっておりますので、我々はこれから法律に基づきまして都道府県も含めまして、漁場の利用状況をしっかり把握することに努めたいと思っております。今回、これは大分海上保安庁さんにも御協力を頂いて改善をさせていただきましたけれども、GPSに基づく情報がしっかり漁業権の免許の際に各都道府県で示せるものと示せないものとありまして、全てについて現段階でお示しすることは難しい状況だということでございます。さらに、制限条件はかなり個別の漁業権ごとに内容が多かったり少なかったりしておりまして、まだここでは残念ながら掲載することができておりません。今後改善を進める中で、どこまでこのサイトでできるだけ一覧性があるようにできるかというのは、引き続き改善について都道府県及び海上保安庁と協議をしてま

いりたいと思います。

○神谷次長 クロマグロの配分の方でございますけれども、これは最初に配分が始まったのは2015年からです。これは日本がというか、水産庁が恣意的に決めたというのではなく、WCPFCの国際会議で小型魚の漁獲を2002年から2004年の平均漁獲の半分にしろという決定がなされたわけです。これは各国全てに適用される決定でございます。

それでありまして、日本の小型魚の配分量は8,000トンをはたして4,017トンぐらいに削減しないといけなくなって、その削減はどうなるのかとなると、全てが2002年から2004年の実績でやりますと、沖合漁業が二千数百トンで、沿岸漁業が1,700トンとか、そのくらいだったと記憶しております。ただ、水産庁の方針としては、ここまで資源に対するインパクトが一番大きいのが沖合漁業だったので、沖合漁業は2,000トンで我慢して、残りを沿岸漁業で配分するというので、沖合漁業2,000トンと、それ以外を沿岸漁業として始まったのが2015年からの配分のスタートです。その後は水産庁の方針として、なるべく小さなクロマグロを取るのをやめて大きな方に移転しましょうという方針と、できるだけ沖合の人は我慢して、余裕があったら沿岸に配分を増やしていきましょうという方針の下で、ここを7年間やってきております。その運用の中で、国が留保して足りなくなった部分に配分するとか、県同士の融通を決めるとかというようなことになっております。

ただ、2015年の出発時点は、それぞれの実績ベースで出発せざるを得ないというところがあるわけなので、それから時間をかけて政策的になるべく沿岸に移行するプロセスの最中にあるわけで、そこは具体的には恣意的に決めることをなくすために、2018年に水産政策審議会の資源管理分科会の下にクロマグロ部会を決めまして、今後の配分はこのような方針でやっていこうということを決定いたしまして、それに基づいてやっております。それ以降、毎年改善している部分につきましても水産政策審議会で御議論いただいて、公明正大なプロセスの中で透明性のあるプロセスの中でやっておるという認識でございます。

御指摘のありました、当初からのどういう考えで配分をしていたのかをお示しする資料は提出可能だと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

残りの時間も少なくなってきましたけれども、泉澤専門委員、何かございますでしょうか。

○泉澤専門委員 この問題は結構複雑な問題なのですが、それにしても、今後スケジュールにのっかって、TAC魚種の拡大やあるいは沿岸漁業においても資源管理協定への移行など、漁業者との信頼関係が最も重要になる局面になると思います。そのような観点からも、不信感があるとすればそれを払拭する取組が重要だと思います。これからもよろしく願います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

有路専門委員、お願いします。

○有路専門委員 aとcについてコメントをさせていただきたいのですが、まずaの方なのですが、MSYを達成する資源量を目標にしていくということで、それをベースの資源評価ができていくものを随時TAC対象にして取り組んでいくと書かれています、私の理解では、もともと日本の資源管理でうまくいかなかった部分は本来はオリンピック方式による不備の部分があって、テクニカルコントロールやインプットコントロールでは難しい部分をアウトプットコントロールにするというところからTACを拡大していこうというロジックだったと理解しているのです。そういう意味でいうと、MSYというのは一つの目標ではあるけれども、設定しにくいものあるいはテクニカルに非常に困難なものがあって、だからこそ、以前もお話ししましたが、アダプティブマネジメントみたいな方法が取られてきたと理解しています。

そう考えたときに、そもそも環境容量が極めて激しく変動するような魚種に関して設定するMSYは一体何なのかというところが甚だ疑問でして、そもそも科学的な手法によってマイワシやサンマなどのMSY、これは設置したところで一体それは何だというのは私は非常に疑問があるのです。国の方針としてというか、世の中の方針として、世界的にもMSYベースを考えようというのは理解できるのですが、MSYの理屈自身は1960年代の議論であって、我々資源学に関連する科学者からすると、使いづらい部分と使いやすいところが混在していると思っています。でも、方針としてこうやっていきたいと思いますという中で行くのであれば、長期で見た上でのMSYの設定が設定しにくいものから設定する場合に、それは何を意味するのか、あるいはどういう式によって導き出されているのかを研究者の皆さんが検討はされていて、特に水研機構には日本を代表する研究者の皆さんがいらっしゃいますので、そこは随時出てき次第示すべきではないかと思えます。

これはなぜかといいますと、できるものとできないものが本来あって、できないものをスケジュールに入れて無理くりやることは本質的ではないと思うからです。ですから、長期的にはこれぐらい資源があることを望ましいというのは、多分、最大環境容量におけるMSYを理想的に定めているものになるものであって、しかし、短期の現状ではこれだけ環境容量が減っているのです、今の段階ではこれだけの F_{msy} の設定になりますという接続式は必要で、この辺りは魚種に一個一個入れていかないと、スケジュールだけ先行してあまり中身の無いものが出てくるのではないかと危惧します。これは非常にテクニカルな話なので、政策的な意図もありますが、研究者の、特に水研機構の皆様の意見を尊重していただきたいと思えます。地方水試の方々も資源管理に熱心に取り組んでおられるすばらしい研究者がいらっしゃいますので、彼らの意見を是非尊重していただきたいというのが1つ目です。

2つ目の部分はcについてなのですが、これは泉澤専門委員が先ほど言われたように、配分根拠というところに関して、公平性に関して私も非常に疑問がございまして、マグロの話は御説明がありましたけれども、私が以前関わっていた日本海西部海域のズワイガニのかけ回し漁業に関しても思っていたのは、結局TAC配分をするときに、資源管理に非常に

強く取り組んでいる府県があったとして、同じ入会のところを別の県の人が入ってくるのですが、そちらの別のところは、船が大きくて漁獲実績が大きいということで、過去のTAC配分で言うと大きくなってしまいう状況が発生していました。これは非常に不公平だと思います。資源管理に徹底して取り組んでいる人たちの漁獲配分が少なくなり、資源管理に対してそれほど積極的でないところの漁獲配分が大きくなるという不公平な状態が事実発生していたことを踏まえて、そこら辺は現実にそぐう形で、単純に過去の漁獲実績だけで定めることがないようにしていただきたいところでございます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間もないので、水産庁の方から一言お願いします。

○神谷次長 ありがとうございます。

手短かに説明いたします。これまで日本の資源管理がうまくいかなかった理由の一つは、漁獲圧力という尺度で物事、管理を推進していかなかったということが非常に大きいと思っております。そういった意味でFmsyというものをベースにやるというのは非常に意義があることなのだ和我々は認識しております。一方で、イワシなどのように物すごく資源が変動するものは寒冷期と資源が低いときと2つに分けて計算するというやり方で、今、進んでおります。そこは研究者なども一番苦労されているところだと思っておりますが、そういったことで理解はかなり進んでいると思っております。

最後に配分方法なのですが、TACの配分は確かにいろいろな表に出ない要因がありますので、そこも含めて公平になるように、これからも引き続き努力していきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りましたので、ここで議論を終える前に座長の私からコメントさせていただきたいと思っております。

まず、今日の項目で言うeの漁業権の設定に関して、感想になりますけれども、水産庁の山口長官をはじめ、関係者の方々が大変御苦労されて改正漁業法の成立に至り、そして、その改正が骨抜きにならないようにガイドラインが設定されたということなのですが、そういうことが周知されていない、不十分である、また実践されていないということ、これは大変もったいないことで残念だと思います。これは金丸議員が言われたように、そもそもの趣旨、未活用漁場の利用を促進する、新規参入を促進する、こういうことによって漁業の成長産業化を実現する。このためには、まずは再度改正漁業法が現場で適切かつ十分に理解され、実践されるようにしていただきたいと思っております。そのためには、区画漁業権や定置漁業権に関する漁業権の免許の手順・スケジュールをより明確化した上で、また、それらを改善した上で、水産庁が責任を持って都道府県の対応状況を把握し、漁業法を適切に執行していただきたいと思っております。

その明確化、改善の中では、門島社長、泉澤専門委員、有路専門委員等が、現在の手順では不明確な点が多い、課題が多いということも言われましたので、是非その点も改善していただきたい。金丸議員、林専門委員も御指摘されていた点も併せて、是非ルールの改善を図っていただきたいと思います。

また、その周知方法については、南雲座長代理から伝え方についてアドバイスがあったと思いますので、その辺も是非考慮していただきたいと思います。

さらに、これは林専門委員が御提案されていたかと思いますが、国が責任を持って利害調整の最終的解決に当たる。これは制度的に枠組みがあるわけですから、その下で利害調整が難航するケースなどには、これは都道府県による対応が困難な場合ということになるかと思いますが、水産庁自らが調停をする、不服申立てを受け付けるなど、国が責任を持って免許手続を執行できる仕組みの構築を是非検討していただきたいと思います。

次に、漁業のKPIにつきましては、これは南雲座長代理が御指摘されていたように、漁業者の所得向上と漁業の経営改善、これに向けたゴールをまず明確に設定する。そして、より分かりやすいロジックツリーとなるようにKPIの体系を検討していただきたいと思います。

また、泉澤専門委員をはじめ、ほかの方が御指摘されていたように、具体的には漁業者の所得向上に関係が深い動き、例えば各漁協における販売事業取扱高に占める販売手数料の割合、さらに購買事業で行う主要な漁業生産資材の漁協の手数料率についても、これはつまり経費を削減しなければいけない、これが要だということで、KPIと同様にこれらを把握し、他の漁協と比較できるようにする。これを実現することによりまして、漁協に実質的な協力を促すことを検討していただきたいと思います。

また、漁場マップについては、これも泉澤専門委員から具体的に御提案があったように、免許区画についてはGPSによる緯度経度に基づく位置情報を提示するなど、また、利用状況についての実際の実態を把握するなど、より実用的なものに改善していただきたいと思います。

検討結果については、五月雨式でも結構でございます。2週間後までを目途に事務局へ御連絡いただきたいと思います。

それでは、本日はこれで会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。